

容量市場について

2025年6月25日

資源エネルギー庁

本日のご報告内容

- 本日は、「洋上風力ゼロプレミアム案件の容量市場（メインオークション・追加オークション）への参加」に関し、balancing cost相当分のFIP交付金の扱いについて、ご議論いただきたい。

1. 洋上風力ゼロプレミアム案件における balancing cost相当分のFIP交付金の扱い

背景

- 第68回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会（2024年9月11日開催）では、大規模な再エネ電源投資を確実に完遂するための制度のあり方が検討され、洋上風力発電への電源投資が確実に完遂されるようにするため、収入・費用の変動に対して強靱な事業組成を促進することを通じて、事業実施の確実性を高めていく方向性が示された。
- 一方、容量市場においては、洋上風力も容量市場への参加は可能であるが、**再エネ海域利用法に基づく公募案件を含むFIT/FIP案件については、固定費の二重回収を防止する観点から、FIT/FIP制度の適用を受ける期間（調達期間/交付期間）中は、参加が認められていなかった。**
- しかし、再エネ海域利用法に基づく公募案件（選定済みのラウンドを含む）のうち、**ゼロプレミアム案件※1**については、**balancing cost相当分※2**を除き、FIP交付金の交付は想定されない。そのため、ゼロプレミアム案件が容量市場（メインオークション・追加オークション）へ参加することを認めたとしても、固定費の二重回収の問題は生じない。
- このような背景から、第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日実施）にて、**ゼロプレミアム案件に限っては、balancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄することを前提として、FIP制度の適用期間においても、容量市場への参加を認めることと整理した※3。**

※1：再エネ海域利用法に基づく公募では、ゼロプレミアム水準の導入後に実施された6海域中5海域でゼロプレミアム水準での入札者が落札している。

※2：P9～P10参照。FIP認定事業者には、プレミアムに上乗せしてbalancing costが交付されている。これは、FIP制度開始初期の現段階においては、発電計画の作成などに技術やノウハウの蓄積が必要となる点を踏まえた措置。交付するbalancing costの額は、各電源の運転開始年度から徐々に低減させることとしている。

※3：なお、洋上風力WGでは、第32回会合（2025年6月3日）以降、公募終了後に導入される政策措置の選定事業者に対する適用と公募の公平性との関係等について議論が行われているところ。

balancing cost equivalent FIP payment receipt waiver

- 第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日実施）にて、容量市場に応札した上で**不落札となった場合における、balancing cost equivalent FIP payment receipt**について、ご意見をいただいた。
- ご指摘のように、**不落札となった場合にFIP payment receiptできる制度とすると、FIP payment receiptを考慮しての応札行動となり、受領できない場合と比較して、応札行動が変わる可能性が生じる。**
- そこで、他の容量市場参加者との公平性に鑑み、**約定結果に関わらずbalancing cost equivalent FIP payment receiptの受領を放棄することを応札条件**としてはどうか。
- なお、FIP制度が単年度毎の支援制度ではないこと等も踏まえ、**固定費の二重回収防止**を徹底する観点から、**初めて容量市場へ応札するオークションの参加登録（発電設備の運転開始後に初めて応札する場合は、発電設備の運転開始時）までに、FIP制度の全支援期間にわたりbalancing cost equivalent FIP payment receiptの受領を放棄する**ことを求める。

【参考】第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日実施）におけるご意見

- 参加の条件として、「balancing cost equivalent FIP payment receiptの受領を放棄する」とある点について、容量市場に応札した上で、落札した場合にはFIP payment receipt不可というだけなのか、それとも、不落札の場合でも受領不可なのか。前者（不落札の場合には、FIP payment receiptできる）であるとする、受領できることを考えての応札行動となり、そうでない場合と比べて、上乗せしたような高めの応札価格に設定する可能性が生じるのではないか。

【参考】ゼロプレミアム案件の容量市場への参加

第27回 再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
洋上風力促進WG 交通政策審議会
資料1 (2024年10月10日)

- 現行制度上、洋上風力も容量市場への参加が可能であるが、FIT/FIP案件については、固定費の二重回収を防止する観点から、FIT/FIP制度の適用期間中は、参加が認められていない。
- 他方で、再エネ海域利用法の公募案件（海域の占用許可を取得する上でFIP制度の適用が前提となる）には、ゼロプレミアム水準で落札する者が生じている。こうしたゼロプレミアム案件は、FIP制度の適用期間中に容量市場への参加を認めたとしても、balancing cost相当分のFIP交付金を除き、固定費の二重回収の問題は生じない。
- そこで、balancing cost相当分のFIP交付金を受領しないことを条件として、再エネ海域利用法の公募案件のうちゼロプレミアム案件に対し、容量市場への参加を認めることについて、関係審議会で議論いただくこととしてはどうか。

※事業者からは、事業性向上の観点から、ゼロプレミアム案件は容量市場への応札を許容してほしいとの声がある（事業者アンケートより）。

【参考】再エネ海域利用法における第2ラウンド公募結果

(参考) 再エネ海域利用法における「ゼロプレミアム入札」

第68回 再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
資料7 (2024年9月11日)

- 再エネ海域利用法の第2ラウンド公募では、4海域のうち3海域において、FIP制度における再エネ賦課金の国民負担が見込まれない供給価格（ゼロプレミアム水準）を提示した者が選定された。
- ゼロプレミアム水準による入札があった背景には、①事業者の選定に当たり供給価格を重視した評価基準を採用していること、②国内に、自動車産業、半導体産業、データセンター等の洋上風力発電由来のクリーンな電気に対する長期にわたる旺盛な需要があることが挙げられる。

区域 (確保済み系統容量)	事業者名	風車機種 (出力)	運転開始 時期	供給価格
秋田県八峰町・能代市沖 (35.6万kW)	ジャパン・リニューアブル・エナジー /イベルトロラ(スペイン)/東北電力	Vestas V236 (15MW)	2029/6/30	3円/kWh (ゼロプレミアム水準)
	JERA/電源開発/伊藤忠商事	Vestas V236 (15MW)	2030/12/31	3円/kWh (ゼロプレミアム水準)
	東京電力リニューアブルパワー/住友商事/加藤建設 /成田建設	Vestas V236 (15MW)	2030/6/30	3円/kWh (ゼロプレミアム水準)
秋田県男鹿市・潟上市・秋 田市沖 (33.6万kW)	JERA/電源開発/東北電力/伊藤忠商事	Vestas V236 (15MW)	2028/6/30	3円/kWh (ゼロプレミアム水準)
	コスモエコパワー/三菱商事洋上風力/シーテック/ウー ンティ・ジャパン/清水建設/石油資源開発/三菱商事	Vestas V236 (15MW)	2030/12/1	3円/kWh (ゼロプレミアム水準)
	丸紅/BP/東京ガス	GE Haliade-X (17MW)	2030/6/30	3円/kWh (ゼロプレミアム水準)
新潟県村上市・胎内市沖 (70万kW)	三井物産/大阪ガス/RWE(ドイツ)	GE Haliade-X (18MW)	2029/6/30	3円/kWh (ゼロプレミアム水準)
	東京電力リニューアブルパワー/住友商事/本間組リニュー アブルパワー/コスモエコパワー/大成クリーンエネルギー/ 三井不動産/石油資源開発	Vestas V236 (15MW)	2030/6/30	3円/kWh (ゼロプレミアム水準)
	JERA/東北電力/トタルエナジーズ/東急	Vestas V236 (15MW)	2029/6/30	3円/kWh (ゼロプレミアム水準)
	インパナジー・ウインド合同会社	Vestas V236 (15MW)	2031/3/31	18.75円/kWh
長崎県西海市江島沖 (42.4万kW)	住友商事/東京電力リニューアブルパワー	Vestas V236 (15MW)	2029/8/31	22.18円/kWh
	ジャパン・リニューアブル・エナジー/Skyborn	Vestas V236 (15MW)	2030/8/31	29円/kWh

ゼロプレミアム入札

【参考】再エネ海域利用法における第3ラウンド公募結果

1. 青森県沖日本海（南側）の評価結果

「青森県沖日本海（南側）」及び「山形県遊佐町沖」における
洋上風力発電事業者の選定結果等について
別紙1（2024年12月24日）

事業者名	事業計画概要				評価点 [補正後合計点は、小数点第2位まで表記（第3位を四捨五入）]					
	運転開始 予定時期	発電設備 出力 (万kW)	風車メーカー 風車型式 (出力)	基数 (基)	総合点 (A + B)	価格点 [120点満点] (A) 選定事業者のみ 供給価格公表	事業実現性評価点 [120点満点]			
							補正後 合計点 (B) 注1	補正前 合計点 (C = D + E)	事業の実施能力 [80点満点] (D)	地域との調整等 [40点満点] (E)
つがるオフショアエナ ジー共同体注2	2030/6/30	61.5	SGRE SG DD-236 (15MW)	41	240	120 (3円/kWh)	120	110.625	70.625	40

構成員（代表企業下線）：株式会社JERA、株式会社グリーンパワーインベストメント、東北電力株式会社

2. 山形県遊佐町沖の評価結果

ゼロプレミアム入札

事業者名	事業計画概要				評価点 [補正後合計点は、小数点第2位まで表記（第3位を四捨五入）]					
	運転開始 予定時期	発電設備 出力 (万kW)	風車メーカー 風車型式 (出力)	基数 (基)	総合点 (A + B)	価格点 [120点満点] (A) 選定事業者のみ 供給価格公表	事業実現性評価点 [120点満点]			
							補正後 合計点 (B) 注1	補正前 合計点 (C = D + E)	事業の実施能力 [80点満点] (D)	地域との調整等 [40点満点] (E)
山形遊佐洋上風力 合同会社注2	2030/6/30	45.0	SGRE SG DD-236 (15MW)	30	240	120 (3円/kWh)	120	104.375	66.875	37.5

構成員（代表企業下線）：丸紅株式会社、関西電力株式会社、BP Iota Holdings Limited、東京瓦斯株式会社、株式会社丸高

【参考】 バランシングコストの導入経緯

第19回 再エネ大量導入・次世代NW小委員会
資料1 (2020年8月31日)

【論点6】バランシングコストの取扱い

- 通常、発電事業者は、発電バランシンググループ（BG）単位で、供給する電気の計画値と実績値を一致させることが求められており（計画値同時同量制度）、計画値と実績値の差分が発生した場合には、その差分調整に係る費用の負担（インバランス負担）が課されている。
- 本年2月の再エネ主力化小委員会中間取りまとめでは、FIP制度について、「再エネ発電事業者もインバランスの発生を抑制するインセンティブを持たせるべきである。」と整理されつつ、「発電予測技術や小売電気事業者・アグリゲーターとの契約ノウハウを持っていなかった再エネ発電事業者が新たに市場に出てくることを踏まえ、環境整備を進めるとともに、現行FIT制度では買取義務者にインバランスリスク料が交付されていることも参考に、再エネ発電事業者のインバランス負担軽減のための経過措置等も検討すべきである。ただし、軽減の程度を徐々に減らすなど、インバランス抑制のインセンティブとも両立させる工夫が必要である。」と整理されたところ※。
- FIP制度において、再エネの電力市場への統合を促進する観点から、参照価格の算定に当たっては、計画値同時同量に対応するためのコスト（バランシングコスト）にも配慮することが適当ではないか。その際、これまで市場取引のノウハウを持つ再エネが少なかったなかで、FIP制度導入初期の事業環境をどのように整備するか※※という短期的視点や、今後増加していく卒FITも計画値同時同量制度への対応が求められることをふまえ、再エネが円滑に電力市場に統合されるためにどうあるべきかという中長期的視点などを、考慮していくべきではないか。

※環境整備に向けた動きとしては、本合同小委員会においてアグリゲータービジネスの活性化に向けた検討を進めていくことに加え、電力・ガス基本政策小委員会において時間前市場の活性化やΔkWの低減に向けた検討が始められている。また、電力・ガス取引監視等委員会にて、スマートメーターにより計測された発電電力量データ（速報値）の発電事業者等への提供の実現に向けた検討がなされ、2022年度のできるだけ早期のデータ提供の開始に向け、各一般送配電事業者等に準備を進めていただく方針がまとまったところ。

※※FIT制度は、交付金により、発電コストを買取義務者経由で支援する一方、FIP制度は、交付金により、発電コストを認定事業者に直接支援するもの。FIP制度の交付金交付先はFIP認定事業者に限定される。FIP認定事業者が、自身ではなくアグリゲーター等の第三者と契約することで需給管理や市場取引等を代行してもらうことも想定されるが、その場合は、FIP認定事業者が、自身が受け取る売電収入やプレミアムをふまえて、第三者に代行料等を支払うことになると考えられる。

【参考】 FIP制度のバランシングコスト

第101回 調達価格等算定委員会
資料2 (2025年1月17日)

(2) 2025年度以降のバランシングコスト (案)

16

② 措置期間／③ 交付額

- **措置期間**は、再エネ大量導入・次世代電力NW委員会での検討も踏まえ、**FIP比率が25%に達した年度まで**とすることとしてはどうか。
- その上で、**交付額**については、**年度を経るにつれて交付額が減少していく**こととしつつ、**今般の出力制御順の変更により結果的に生じる国民負担の抑制効果の範囲内**において設定することとしてはどうか。その際、国民負担の抑制の観点から、**当該抑制効果を全て活用するのではなく、限定的に活用する**こととしてはどうか。
- 具体的には、一定の仮定の下で機械的な計算（※p.17参照）、出力制御順の変更による国民負担の抑制額は、**約19億円（バランシングコスト単価に換算すると1.3円/kWh程度に相当）**となる。この範囲で設定する観点から、**2025年度のバランシングコストの増額分は、+1.00円/kWh**としてはどうか。
- また、2026年度以降のバランシングコストの増額分（単価）は、その時点でのFIP対象電源の量によって、国民負担の抑制効果内となる単価水準が変わることから、**来年度以降に算定する**こととしてはどうか。

※来年度以降の算定においても、引き続き、出力制御順の変更により結果的に生じる国民負担の抑制効果の範囲内において設定するという考え方は維持する。その際に、前述の範囲内でどの程度の額を設定するかは、必ずしも小数点第1位を切り捨てる考え方によらず、その時点での状況等を見極めつつ本委員会で議論して決定する。

【今般の見直し後の交付額】

		FIP電源としての運転開始年度			
		2023年度以前	2024年度	2025年度	2026年度
バランシングコスト 交付額 [円/kWh]	2024年度	0.90	1.00	—	—
	2025年度	1.80 (+1.00)	1.86 (+1.00)	2.00 (+1.00)	—
	2026年度	0.70 +a	0.73 +a	0.83 +a	1.00 +a
	2027年度	0.60 +a	0.60 +a	0.66 +a	0.80 +a
	2028年度	0.50 +a	0.50 +a	0.50 +a	0.60 +a

【（参考）現行の交付額】

		FIP電源としての運転開始年度			
		2023年度以前	2024年度	2025年度	2026年度
バランシングコスト 交付額 [円/kWh]	2024年度	0.90	1.00	—	—
	2025年度	0.80	0.86	1.00	—
	2026年度	0.70	0.73	0.83	1.00
	2027年度	0.60	0.60	0.66	0.80
	2028年度	0.50	0.50	0.50	0.60

※2026年度以降の「+a」は、来年度以降に算定。
ただし、前年度までにFIP比率が25%に達した場合、aはゼロとなる点に留意。